

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小泉秀吉君 本案は極めて簡単であり、又これを廃止するという只今の政府の御説明によつてもう殆んど論議の余地がないと思ひますので、討論を省略して採決をしては如何かと思ひます。

○委員長(山縣勝見君) 只今小泉君の御意見が出ましたが如何でございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山縣勝見君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて下さい。それでは只今参議院の審議の経過は調査いたしておりますが、時間もそうありませんからその間に別の案件を議題としたいと思ひますが、如何でございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山縣勝見君) それでは引續いて捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案を議題といたします。御質疑のおありのかたは御質疑を願ひます。

○高田寛君 この平和條約の第十七條(a)項に規定する捕獲審検所の検定に関する連合国の再審査要請には、これは期限が付せられていないのであります。一方本法案の附則二項において本法存続期間を條約発効後三年と規定してあるものであります。これはどういうわけなんでしょうか。

○委員長(山縣勝見君) 運輸大臣はもうよろしうございませう。それでは調整部長。

○政府委員(國安誠一君) 只今の御質問にお答えいたしますが、平和條約に

は成るほどの審査の期限はついていないのでございますが、我が国といいたしましては勿論これは期限を切つていつまでに限定するということは其の建前ではないのであります。事柄の性質上いつまでも何年でもこれが続いておりますという事は事務の処理上非常に不便でありますので、できるならば成るべく簡単にこれを処理してしまいたいと思ひます。一応期限は三年と切つてみたのでございますけれども、これは勿論外交交渉によりまして大体相手国にもそういうような連絡はいたしまして、その間に一つこちらに要請してもらいたいというふうに考えております。一応期限は切つてございまして若し又案件が延びますればその間又別途延長の措置をとらなければいかんかと思つております。

○高田寛君 それでは今のところの見通しとしては、三年間には全部この処理ができるという見通しなんでしょうか。

○政府委員(國安誠一君) まだどのくらい件数が出て来るかも実は聞いてみないとわかりませんものですが、はつきりと三年間にできるとは断言はいたしかねるのでございますが、大体我々として二年ぐらいの間に仕上げてしまいたいというのを考えております。一方この中の規定にも学識経験者の委員を委嘱してございまして、その任期も一応二年ということにして、大体二年間ぐらいには済ましてしまいたいという考えでいるのであります。

○高田寛君 もう一つこの法案では所有権の回復を旧捕獲審検所による検定に過ぎせしめてあるようですが、適及せしめた理由はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(國安誠一君) この検定時に過らせるかどうかという事は、実は條約の條文の解釈によりまして二つに分かれて参るのであります。一つはまあ検定時に適及させるというのと、もう一つは捕獲審検の再審査の委員会の決定からちにおいて返還する、こういう二つの方法がございまして、條約の條文を忠実に解釈いたしますと、一応再審査して前の決定を取消すというよりな事柄は、その効力を一応適及させることが法律の解釈上はまあ適及しないではないか、そういうふうにして考えまして一応適及することにいたしましたのであります。

○高田寛君 もう一つ、この本法案の第十六條の規定によつて所有権を回復された財産の返還は如何なる法規によつて処理されるか、その点を一つ御説明願ひたいのですが。

○政府委員(國安誠一君) 只今のこの法律によりまして、返還されたものの適用される法規でございまして、この法律によりましてはただ再審査をいたしまして、從來やりました捕獲審検所の決定を再審査するだけにいたしました。これを返還する場合にこの法律によらずして平和條約の十五條に基くところの連合国財産等の返還に関する政令、これによつて返還する手続をとることになつております。

○委員長(山縣勝見君) 他に御質疑ございませうか。……別に御質疑もないようでありますから、これより本案の討論に入りますことに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山縣勝見君) 御異議がない

と認めます。

それではこれより本案の討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明かにしてお述べを願ひたいと思ひます。

○高田寛君 私は本法案に賛成するものであります。この本法案は、平和條約の第十七條(a)項によつて、日本國が負担した義務を履行するために捕獲審検所の検定の再審査手続を定めると共に、又再審査の結果、検定の取消が決定した場合に

は検定があつた時に適つて旧所有者に所有権が回復されることをまあ規定してあるものであります。而してその所有権回復後の処理については、連合国財産の返還等に関する政令を改正する法律に譲られ、別途提出されてゐるものであります。又所有権の回復があつた物件についての損害補償に關しては、本法において、連合国財産補償法の規定の読み替えが規定してあるもので、この際平和條約第十七條(a)項の義務履行のため本法案を適當なものと認めますので賛成いたします次第であります。

○委員長(山縣勝見君) 他に御意見はございませうか。別に他に御意見もないうでありますから、討論は終結いたしましたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお委員長の本会議における口頭報告の内容、その他事後の手續につきましては、慣例によりまして委員長に御一任願ひますことに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。なお本案を可とされたかたは例によりまして御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛
小泉 秀吉 植竹 春彦
一松 政二 高木 正夫
小野 哲 内村 清次
片岡 文重 前之園喜一郎
鈴木 清一

○委員長(山縣勝見君) 次に昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。御質疑のおありのかたは御質疑をお願いいたします。

○前之園喜一郎君 この災害の復旧についてはこういう法律を作らなくても、戦時中相互保険組合法による木船保険組合の制度が確立されてゐるのでありますから、そのほうでやれるのではないかとと思ひますが、その点はどうですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) それは現在相互保険組合もできておりますけれども、國家が再保いたしてございせんために非常に加入者が少い。といふものは料金が安いわけでありませう。そのようなことで殆んど木船保険組合に入つておらんという状態でありませうので再保のために善処したいと考えるわけでありませう。

○前之圖書一即着 結局その保険組合の制度というものが不備である、従つて十分に活用されておらんということになるようだが、それを十分に活用することができるようには不備な点を改めるといふお考えはないのですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) これは満船にも國家が再保いたしておりますので、いづれそのように木船につきまして再保をお願いいたしまして、恒久的な対策をいたしたいと考えております。

○前之圖書一即着 同じような性質の法律になるようでありまして、今御答弁になつた趣旨によつて木船保険組合制度というものを速かに確立されて、これを活用されるように希望いたします。

○委員長(山縣勝見君) その他に御質疑ございませんか。……別に御質疑がないようでありましたら、これより本案の討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それではこれより本案の討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。……別に御意見もないようでありましたら、直ちに本案の採決に入るとに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それでは本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決します。

べきものと決定いたしました。

なお委員長の本会議における口頭報告の内容その他の手続につきましては、慣例によりまして委員長に御一任願いますことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。なお本案を可とされましたかたは例によりまして御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
岡田 信次 高田 寛
小泉 秀吉 植竹 春彦
一松 政二 高木 正夫
小野 哲 内村 清次
片岡 文重 前之圖書一即着
鈴木 清一

○委員長(山縣勝見君) 次に商船管理委員會の解散及び清算に関する法律案を議題といたします。本件に關して御質疑のおありのかたは御質疑をお願いいたします。

○岡田信次君 船舶運管會の清算につきましては、すでに昭和十七年通信、司法省令二の戰時海運管理令ニ基ク船舶運管會ノ登記及清算ニ關スル件というのが制定されているにもかかわらず、特に本法律案を必要とする理由は如何ですか。

○政府委員(岡田修一君) 今御指摘になりました省令の根拠法であります戰時海運管理令がこの三十一日を以て失効いたしますので、その後においてその省令が果して効力があるかどうかという点に疑問がありますのと、一つはその省令を制定いたしました当時の船舶運管會の性格と、今日の商船管理委

員會の性格が全く違つておりまして、當時においてはただ収支の不足を國庫が補助するという形でございますが、現在におきましては他の公団等と同様にその全体の予算が國家予算としてしばられていゝという國家機關的性質が非常に濃厚になりましたために、他の公団の解散に關する手続と同様法律を以て制定いたしました次第でございます。

○岡田信次君 そういたしますと前の通信司法省令を法律に直すようにしたらどうなんですか。

○政府委員(岡田修一君) 只今申しましたように前の省令をそのまま法律に直しますのでは現在の商船管理委員會の性格に合わない点がございますので、公団等の清算に關する法律になつたものを規定するほうが最も適切である、かように考える次第であります。

○委員長(山縣勝見君) 他に御質疑ございませんか。

○小泉秀吉君 この商船管理委員會は解散しなければならんことになつていゝと思ひますが、ここでやつておつた仕事と同性質のものが平和後にも相当あると思ひますが、そういう従来商船管理委員會でやつておつた事業はどういうふうになりますか。

○政府委員(岡田修一君) 現在商船管理委員會におきましては米軍から貸与されておりますLST三十九隻の運航と歸還輸送船の運航業務を営んでおつたわけでございますが、歸還輸送船につきましてはこれを運輸省のほうに引継ぎまして運輸省のほうで歸還輸送船を管理するということになります。

○小泉秀吉君 そりしますと大体特別にこの機会にこの仕事に堪能でないようなことが公知されているような人が若しあればそりう人を除いて全体の人員が、この管理委員會の業務に従事しておつたものが新しい会社、或いは運輸省のほうに収容されるものと

設立いたしましたので、今まで商船管理委員會が動かしておつたのと同様の方法で動かして行く。それを動かす方法は米軍からLST三十九隻の委託を受けましてこれに船員を配乗し、先方の要請に応じて運航するわけでございますが、被使用船の法律を以て米軍との契約の下に運航するということになるわけであります。

○小泉秀吉君 その歸還輸送船です、それは運輸省のほうに所要船舶並びにその事業の命ずる企業ということですが、従つて商船管理委員會でその方面に携つておつた人々は、大部分それを運輸省のほうで収容されるのかと思ひますが、三十九隻LSTに關する仕事をやつておつた陸員並びに海員、そういう使用者、船舶運管會だつた管理委員會でやつておつた人は、どういふふうに処置されることになつておりますか。

○政府委員(岡田修一君) 現在運管會におきましては陸員、海員は殆んど全部が新会社に引継がれまして、新会社の従業員となつて働く予定でございます。尤も商船管理委員會の清算の仕事が残つておりますので、その清算事務に従事している者はその清算期間中は商船管理委員會に残るわけでございまして、清算が終ればそれらの人々も新会社の従業員になつて行くものと考へます。

○小泉秀吉君 そりしますと大体特別にこの機会にこの仕事に堪能でないようなことが公知されているような人が若しあればそりう人を除いて全体の人員が、この管理委員會の業務に従事しておつたものが新しい会社、或いは運輸省のほうに収容されるものと

了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) お説の通り、特に必要でない人、役に立たない人を除いては全部が新会社に引継がれるものと考へます。運輸省に引継がれる人間はございまして、歸還輸送船はこれをもとの船主に返しまして、運輸省はその船を標用船をして一応歸還輸送業務が始まるまで置いでおく。従つてそれに乗組んでおつた船員は一部關係の会社に返つて行くことと了解しております。

○委員長(山縣勝見君) 他に御質疑はございませんか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて下さい。

○委員長(山縣勝見君) それでは次に、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基ク運輸省關係諸命令の措置に關する法律案を議題といたします。……本件に關して専門員の手許に御報告をいたしました点を皆さんに御報告をいたします。

○專門員(岡本忠雄君) これは前々回の委員會におきまして、法務委員會の審議の経過を見て審議を進めるといふことになつて終つておりましたが、只今のところ法務委員會におきましては、根本となつておりますボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件の廃止に關する法律、これにつきましてもなお社會黨の態度が明らかにありませんために審議が延びております。これは條約効力の発生までにはどうしてもやらなければならん立場に置かれていゝように考へられますので、多分來

月の上旬であらうというのが法務委員会の只今の状況でございます。その結果を待ちませんと、本案を御審議になつても結論を出して御決定になることができないかと考えますので、更に御延期になるほうが御便宜かと考えます。以上御報告申し上げます。

○委員長(山縣勝見君) 只今専門員から御報告をいたしました、大体さうな心組で審議を進めて参ることにいたしました。よろしくごさいませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) それでは次に請願陳情の諸件を議題といたします。ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時七分速記中止

午後三時五十二分速記開始

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて下さい。

それでは船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案を議題といたしまして本件の討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小泉秀吉君 先刻私はもう討論を省略して採決をしたら如何ですかという意見を述べたのでございます。若しその通り御採決ができれば……。

○委員長(山縣勝見君) 只今小泉君から討論省略の御動議が出ておりますが、如何でございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議がないようでありますから早速採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。なお委員長の本案における口頭報告の内容等は、事後の手續等につきましても委員長の手続等につきましてもは慣例によつて委員長に御一任願うことに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。よつて本案を可とされたかたは例によつて御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛
小泉 秀吉 植竹 春彦
一松 政二 高木 正夫
小野 哲 内村 清次
片岡 文重 前之園喜一郎
鈴木 清一

○委員長(山縣勝見君) 次に商船管理委員會の解散及び清算に関する法律案を議題といたしまして本案の討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小泉秀吉君 極めて簡単に明瞭でありますから討論を省略して採決を……。

○委員長(山縣勝見君) 只今討論省略の御動議がございましたが、如何でございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決す

べきものと決定いたしました。なお委員長の本案における口頭報告の内容その他事後の手續等につきましてもは例によつて委員長に御一任願うことに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。本案を可とされたかたは例によつて御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岡田 信次 高田 寛
小泉 秀吉 植竹 春彦
一松 政二 高木 正夫
小野 哲 内村 清次
片岡 文重 前之園喜一郎
鈴木 清一

○委員長(山縣勝見君) それではこれを以て委員會を終ります。

午後三時五十五分散會

三月十八日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 旧法第一條第一項の規定により同項の船員に対する退職手当を合算した金額の交付を受けた船舶所有者は、当該船員に対し、同法別表の基準により算出した金額をすみやかに交付しなければならぬ。

三月二十日本委員會に左の事件を付託された。

一、昭和二十六年十月の台風による本船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(案)(予備審査のための付託は三月十八日)

三月二十二日本委員會に左の事件を付託された。

一、岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願(第一一四四号)

二、徳島県小松島市海運局出張所を支局に昇格の請願(第一二二五号)

一、中学校生徒の通学運賃に関する請願(第一二五三号)

二、徳島県小松島市海運局出張所を支局に昇格の請願(第一二六七号)

一、甲府、長野両駅間にディーゼル電気機関車運転の陳情(第五七七号)

一、本船災害復旧資金融通に関する臨時措置法等制定の陳情(第五七八号)(第五八八号)

一、大阪市のトロリーバス路線特許に関する陳情(第五九四号)

一、浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する陳情(第五九八号)

第一一四四号 昭和二十七年三月八日受理

岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願
請願者 愛知県岡崎市 竹内京
治外二十一
紹介議員 草葉 薩園君 栗山 良夫君 山本 米治君

岡多線は、東海道線岡崎駅を起点として、母市、瀬戸市を経て中央線多治見駅に連絡する重要路線で、沿線は天恵の生産極めて豊富であつて地下埋蔵資源の運搬、生産品の輸送、乗客の利用等、施工費の低廉は他の類例をみないものと思はれる。さきに昭和十一年秋測量調査も実施せられ、戦争のため工事着手にいたらなかつた事情および、近年地方産業の急速なる振興等察の上、この際すみやかに、岡崎、多治見両駅間の鉄道敷設を実現せられたいとの請願。

第一二二五号 昭和二十七年三月十二日受理
徳島県小松島市海運局出張所を支局に昇格の請願
請願者 徳島県小松島市長 西岡 喜平外一名

紹介議員 紅露 みつ君
小松島港は、四国東海岸における徳島、唯一の重要な天然の良港で、阪神、和歌山方面との海上交通および後背地域との陸上交通の連絡の要衝として最近異常なる発展を遂げつつあるが、海運行政の中核的母体をなす海運局が現在の出張所機構でははなはだ不十分であつて、港灣の発展および市政の発展遂行上多大の支障をきたし、一般住民の福祉におよぼす影響も甚大であるから、当市の海運局出張所を支局に昇

格の請願

格せられたいとの請願。

第一二五三号 昭和二十七年三月十三日受理

中学校生徒の通学運賃に関する請願

諸願者 愛知県東春日井郡旭町長

松原緒太郎外二名

紹介議員 重宗 雄三君

昨年十一月一日鉄道運賃改正以来、義務教育である中学の電車通学生徒をもつ家庭は、鉄道運賃計算上倍額以上の通学費を負担することとなり、経済的に苦境に陥り、登校できない者さえ生ずる実情となつたが、これを解決する適当な方法がないから、中学校生徒の通学定期を小児程度の運賃に減額せられたいとの請願。

第一二六七号 昭和二十七年三月十四日受理

徳島県小松島市海運局出張所を支局に昇格の請願

諸願者 徳島県小松島市議会議長

尾崎豊太郎外一名

紹介議員 赤澤 興仁君

この請願の趣旨は、第一二一五号と同じである。

第五七七号 昭和二十七年三月十日受理

日受理

甲府、長野両駅間にディーゼル電気機関車運転の陳情

陳情者 長野県議会議長 片桐知從

国鉄甲府、長野両駅間の電化については、重要な国策の一環として当局の深く認識されているところであるが、昭和六年、八王子、甲府間の電化完成以來地元住民の要望も切実となつており、一方同線電化による利便は、燃料の節約、工事費の格安、輸送力増強、

観光地に対する快適な旅行等、極めて大きなものがあるから、近く予想されているディーゼル電気機関車の実現に際しては、同区間に優先運行せられたいとの陳情。

第五七八号 昭和二十七年三月十日受理

日受理

木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法制定の陳情

陳情者 広島市宇品町中国海運局内

中国地方機帆船組合連合会

内 神原秀夫

木船事業の育成振興のために、(一)木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法案のすみやかなる通過を図ること、(二)木船事業法をすみやかに制定すること、(三)木船々体国家再保険法をすみやかに制定すること等の実現を図られたいとの陳情。

第五八八号 昭和二十七年三月十日受理

一日受理

木船災害復旧資金融通に関する臨時措置法等制定の陳情

陳情者 神戸市生田区渡戸場町神戸

センタービル神戸地方機帆船組合連合会内 加藤豊

市

この陳情の趣旨は、第五七八号と同じである。

第五九四号 昭和二十七年三月十一日受理

一日受理

大阪市のトロリーバス路線特許に関する陳情

陳情者 大阪市議会議長 田村敏太郎

大阪市のトロリーバス運行については、昭和二十五年に路線の申請がなされて

おり、昭和二十五年に一億四千万円、昭和二十六年に一億円、昭和二十七年に二億五千万円の予算が計上され、一部資材の購入まで進んでいるにもかかわらず、いまだに路線の特許が得られないため、同計画の実施はいちじるしい支障を受けている。しかるに東京、姫路、川崎の各都市は、大阪市より遅く申請したのに、すでに特許を得ているから大阪市周辺の交通緩和のため、すみやかに大阪市のトロリーバス路線の特許せられたいとの陳情。

第五九八号 昭和二十七年三月十日受理

一日受理

浜原、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

陳情者 島根県知事 恒松安夫

浜原、十日市間の鉄道敷設工事は、戦争のため中止されたまま現在に至つてゐる。しかるに同予定線の沿線には、無尽蔵といわれる林産資源を始め、江川水系の電源開発も有望視されており、各種工場の進出、観光資源の開発等同線の実現によつていちじるしい発展が予想されているから、浜原、十日市間鉄道敷設を一日も早く実現せられたいとの陳情。

三月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案(予備審査のため付託は三月十五日)

一、船舶運賃の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷行